

提出書類一覧			チェック欄
1	申請書(2部)	別記様式①-1 ※ 日中に連絡可能な連絡先をご記入ください。	
1'	(委任状(1部))	形式は任意 ※ 代理人が申請する場合にのみ必要です。	
2	売買契約書の写し	全てのページの写しが必要です。	
3	未利用土地であることの確認書類 → 右①～④のいずれかの書類	① 総社市が運営する空家バンクへの登録が確認できる書類	
		② 宅建業者の広告 ※ 更地・空き家・空き店舗の表示があるもの	
		③ 電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類 ※ 使用中止日が売買契約よりも1か月以上前であること。	
		④ その他要件を満たすことを容易に認めることができる書類 別記様式①-2(宅建業者による証明)	
4	譲渡後の利用についての確認書類	別記様式②-1(宅建業者の仲介により譲渡した場合)	
		別記様式②-2(宅建業者を介さず相対取引にて譲渡した場合)	
		※ 上記様式のいずれかを提出  ※ 上記2様式での提出ができない場合に限り、宅建業者の証明による別記様式③によることも可能。	
5	登記事項証明書(原本)	※ 売買契約のあった年の1月1日において、所有期間が5年を超えることが確認できるものであること。	

## 【注意事項】

- “低未利用土地確認書”は、特例措置を確約するものではありません。
- 提出された添付書類は返却いたしませんので、申請者控えとして必要な場合は、あらかじめコピーをお願いします。
- 確認書の交付まで、通常1か月程度かかります。ただし、申請書の記入漏れや添付書類の不備等があった場合には、書類の修正、追加提出等をお願いすること等により、さらに日数を要することがあります。
- 郵送による交付を希望される場合には、切手を貼付した返信用封筒をご用意ください。